

**清流の国ぎふ芸術祭「第5回ぎふ美術展」印刷物制作委託業務
プロポーザル公募要領**

令和5年6月30日

公益財団法人岐阜県教育文化財団

第1	募集の内容・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1	委託業務名	
2	業務内容等	
3	委託業務期間	
4	委託費の上限	
第2	プロポーザルに係る事項・・・・・・・・	1
1	プロポーザル参加の要件	
2	プロポーザルの手続き等	
	(1) スケジュール	
	(2) 公募要領等の公表・配布	
	(3) 公募要領等に関する質問書の受付及び回答の公表	
	(4) プロポーザル参加申込の受付	
	(5) 企画提案書等書類の受付	
	(6) プロポーザル参加に際しての注意事項	
	(7) 見積書作成に当たっての注意事項	
第3	評価に関する事項・・・・・・・・	4
1	評価方法	
2	プロポーザル評価会議	
	(1) 開催日時	
	(2) 開催場所	
3	評価項目及び評価基準	
4	提案者が1者又は無い場合の取り扱い	
5	同点数により複数の最高得点者が生じた場合の取り扱い	
6	選定結果の通知・公表	
第4	契約に係る注意事項・・・・・・・・	5
1	契約の締結	
2	知的財産権の帰属	
第5	業務の適正な実施に関する事項・・・・・・・・	5
1	業務の一括再委託の禁止	
2	個人情報保護	
3	守秘義務	
第6	業務の継続が困難となった場合の措置について・・・・・・・・	6
1	受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合	
2	その他の事由により業務の継続が困難となった場合	
第7	その他・・・・・・・・	6
第8	問い合わせ先及び各種書類の提出先・・・・・・・・	6
別表	評価項目及び評価基準・・・・・・・・	7

清流の国ぎふ芸術祭「第5回ぎふ美術展」印刷物制作委託業務 プロポーザル公募要領

公益財団法人岐阜県教育文化財団（以下「財団」という。）では、清流の国ぎふ芸術祭「第5回ぎふ美術展」に係る作品募集ポスター・チラシの制作業務を民間企業等に委託します。

ついては、委託先を決定する公募型プロポーザルを行いますので参加事業者を募集します。

第1 募集の内容

1 委託業務名

清流の国ぎふ芸術祭「第5回ぎふ美術展」印刷物制作委託業務

2 業務内容等

別添「仕様書」のとおり

3 委託業務期間

契約締結日から令和5年12月19日（火）までの間

4 委託費の上限

701,800円（消費税及び地方消費税込み）

第2 プロポーザルに係る事項

1 プロポーザル参加の要件

プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる民間企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人、その他の法人又は法人以外の団体等（以下「法人等」という）であって、以下の(1)から(11)までの条件を満たすものとする。

- (1) 日本国内に本社、本店又は活動拠点を置いている法人等であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (3) 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

- (4) 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。

ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けているものを除く。）

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者で、同法第199条第1項もしくは第2項又は第200条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）

ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項に規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領」に基づく資格停止措置を受けていないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。
- (8) 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日から評価会議の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (9) プロポーザル参加申し込み時点で、過去 3 年間、県税等の租税公課について未納の徴収金（執行猶予に係るものを除く。）がないこと。
- (10) 過去 5 年間に 3 件以上、美術館における印刷物のデザインを経験したデザイナーを起用して、美術館のポスター又はチラシを制作した実績があること。
- (11) インボイス登録事業者（申請中、申請予定含む）であること。

2 プロポーザルの手続等

(1) スケジュール

項 目	日 程
ア 公募要領等の公表・配布	令和 5 年 7 月 6 日(木) ～ 令和 5 年 7 月 27 日(木)
イ 公募要領等に関する質問受付	
ウ プロポーザル参加申込受付	
エ 企画提案書受付期間	令和 5 年 7 月 6 日(木) ～ 令和 5 年 8 月 10 日(木)
オ プロポーザル評価会議	令和 5 年 8 月下旬（予定）
カ 評価結果の通知・公表	[9 月以降に変更することがあります]

(2) 公募要領等の公表・配布

- ア 配布日時 **令和 5 年 7 月 6 日（木）～令和 5 年 7 月 27 日（木）**
午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土日祝日除く）
- イ 配布場所 （公財）岐阜県教育文化財団 県民文化課内
〒502-0841 岐阜市学園町 3-42 ギふ清流文化プラザ 1F

(3) 公募要領等に関する質問書の受付及び回答の公表

- ア 質問書受付期間
令和 5 年 7 月 6 日（木）～令和 5 年 7 月 27 日（木）
- イ 質問書提出方法
プロポーザルに参加するにあたって質問事項がある場合は、質問書（別紙 1）を財団あてに郵送、ファックス又は電子メールにファイル（ファイル形式は、Microsoft Word としてください。）を添付し提出してください。
なお、質問の締め切りは令和 5 年 7 月 27 日（木）正午となります。
（公財）岐阜県教育文化財団 県民文化課
〒502-0841 岐阜市学園町 3-42 ギふ清流文化プラザ 1F
FAX: 058-233-5811
電子メールアドレス : gecf@g-kyoubun.or.jp

ウ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、随時、財団ホームページ上で公開します。
（公財）岐阜県教育文化財団ホームページ (<https://www.g-kyoubun.or.jp/>)

(4) プロポーザル参加申込の受付

ア 受付期間

令和5年7月6日(木)～令和5年7月27日(木)

イ 提出方法

参加希望者は、参加申込書(別紙2)を財団県民文化課まで持参又は郵送により提出(期間内に必着)してください。

(5) 企画提案書等書類の受付

ア 受付期間

令和5年7月6日(木)～令和5年8月10日(木)

イ 提出書類

下記に定める書類を(ア)から(キ)の順で綴じて提出してください。

(ア) 企画提案書(様式1)

(イ) 法人等概要書(様式2)

(ウ) ポスターデザイン例1点(A4サイズ)

(エ) デザイナーの氏名、所属会社名及び提案デザインの趣旨(A4サイズ1枚)

(オ) 過去の実績を示す実例(上記第2の1(10)に規定する制作したポスター又はチラシのデザイン3件以上を掲載、A4サイズ、枚数は問わない。)

(カ) 見積書(様式自由・A4サイズ1枚)

(キ) 誓約書(様式3)

ウ 提出部数

17部(正本1部、副本16部)

別途、実寸大のポスターデザイン 1部(スチレンボード(紙貼りが望ましい。厚さ:5mm以上)に貼付(皺、はがれ、膨らみ等のないことが望ましい。))

※実寸大のポスターデザインの提出はプロポーザル評価会議(8月下旬(予定)[9月以降に変更となる場合があります。])に近い日に提出(別途連絡)

エ 提出方法

・財団あてに持参又は郵送により提出してください。

・郵送の場合も、令和5年7月27日(木)必着となります。郵送の場合は、必ず「簡易書留」としてください。

オ 注意事項

発注者が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

(6) プロポーザル参加に際しての注意事項

ア 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

(ア) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

(イ) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

(ウ) 「清流の国ぎふ芸術祭「第5回ぎふ美術展」印刷物制作委託業務プロポーザル評価会議」構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

(エ) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

(オ) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

- (カ) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- (キ) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- (ク) 公募要領に違反すると認められる場合
- (ケ) その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき

イ 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

ウ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。(軽微なものを除く)

エ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

オ 費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

カ その他

(ア) 参加者は、企画提案書の提出をもって、公募要領等の記載内容に同意したものとします。

(イ) 提出された企画提案書は、公益財団法人岐阜県教育文化財団情報公開規程(平成25年4月1日施行)に基づく情報公開請求の対象となります。

(ウ) 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、評価会議開催日前日の正午までに、辞退届(様式自由)を財団に持参又は郵送により申し出てください。

また、郵送の場合は、必ず簡易書留、特定記録等配達されたことが証明できる方法としてください。

※郵送の場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

(7) 見積書作成に当たっての注意事項

ア 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。

第3 評価に関する事項

1 評価方法

評価は、財団が別に定める構成員により組織された「清流の国ぎふ芸術祭「第5回ぎふ美術展」印刷物制作委託業務プロポーザル評価会議」が行います。

なお、委託者の選定に当たっては、評価項目及び評価基準(別表)に基づき、企画提案の内容及び事業の実施能力等の評価を行い、採点により最優秀提案者を選定します。

2 プロポーザル評価会議

(1) 開催日時 **令和5年8月下旬(予定)** [9月以降に変更することがあります]

(2) 開催場所 **未定**

3 評価項目及び評価基準

別表のとおり

4 提案者が1者又は無い場合の取り扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点(最低基準)を満たすときは、当該提案者を最優秀提案者とします。

また、基準点に満たない場合、又は提案者が無い場合は、再度公募を実施します。

5 同点数により複数の最高得点者が生じた場合の取り扱い

同点数により複数の最高得点者が生じた場合は、価格の低い方を第一順位の優秀提案者に決定します。

また、価格についても同額である場合は、くじにより順位を決定します。

6 選定結果の通知・公表

評価結果は、最優秀提案者（契約交渉の相手方）を決定後、速やかに提案者に文書にて通知するとともに、以下の項目を財団ホームページ上で公表します。

なお、評価結果に係る質問や異議は一切受け付けません。

【公表内容】

- ① 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の名称・評価点
- ② 全提案者の名称（申込順）
- ③ 全提案者の評価点（得点順） ※②との対応関係は明らかにしません。
（提案者が2者の場合は、公表しません）
- ④ 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の選定理由
- ⑤ 評価会議構成員の氏名

第4 契約に係る注意事項

1 契約の締結

選定した最優秀提案者と財団が協議し、委託業務に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結します。仕様の内容は、提案された内容が基本となりますが、最優秀提案者と財団との協議により最終的に決定します。

また、委託契約額は、財団の予算の範囲内において、仕様書における業務内容に基づき契約交渉の相手方が算定した額（見積額）とします。

なお、選定した最優秀提案者と財団との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において総合評価が次に高い提案者と協議を行います。

この公募要領に記載のない事項について疑義のある場合は、その都度協議のうえ、決定することとします。

2 知的財産権の帰属

委託業務の実施による成果物等の著作権を含む全ての知的財産権は、原則として委託元である財団に帰属するものとします。

第5 業務の適正な実施に関する事項

1 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

2 個人情報保護

受託者が、受託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、公益財団法人岐阜県教育文化財団個人情報保護規程に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

3 守秘義務

受託者は、受託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

第6 業務の継続が困難となった場合の措置について

財団と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、財団は契約の取消しができます。この場合、財団に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。

なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、財団及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

第7 その他

契約候補者が、岐阜県から「岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加停止等措置要領」、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」及び「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該契約候補者と契約を締結しないものとします。また、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

第8 問い合わせ先及び各種書類の提出先

公益財団法人 岐阜県教育文化財団 県民文化課
〒502-0841 岐阜市学園町 3-42 ギふ清流文化プラザ 1F
TEL : 058-233-8161
FAX : 058-233-5811
E-mail : gecf@g-kyoubun.or.jp

別表

評価項目及び評価基準

プロポーザル評価は、企画提案書及び見積書等の関係書類について、以下の評価基準に基づき実施する。評価点の満点は100点とする。なお、提案者全員について評価会議構成員の各評価点の平均が基準点（60点）以上（全評価会議構成員の採点数合計÷評価会議構成員数≧60）であることを最低基準とする。

評価項目及び評価の内容		評価基準点				
		非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
1	展覧会の特色や意図が反映されたデザインとなっているか。（20点）	20点	16点	12点	8点	4点
2	展覧会をアピールする斬新で個性的なデザインとなっているか。（20点）	20点	16点	12点	8点	4点
3	デザインの個々の要素は適切か。					
	・色彩（10点）	10点	8点	6点	4点	2点
	・形（10点）	10点	8点	6点	4点	2点
	・書体（15点）	15点	12点	9点	6点	3点
4	全体のバランスがよく、デザインとしての完成度が高いか。（25点）	25点	20点	15点	10点	5点
合 計		100点満点				